

平成30年5月25日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 4件
(うちマスク1件、自転車1件、電気カーペット1件、はしご(アルミニウム合金製)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 柳川、牧野

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800079	平成30年4月16日	平成30年5月22日	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	RUF-VS1601SAT-80(リンナイ株式会社ブランド:型式RUF-VS1611SAT-80)	株式会社ガスター(リンナイ株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年5月15日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800075	平成30年4月12日	平成30年5月21日	マスク	重傷1名	当該製品を使用したところ、顔に皮膚障害を発症した。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年5月15日
A201800076	平成30年4月2日	平成30年5月21日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年5月10日
A201800077	平成30年5月10日	平成30年5月22日	電気カーペット	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201800078	平成30年4月12日	平成30年5月22日	はしご(アルミニウム合金製)	重傷1名	使用者(60歳代)が当該製品を使用中、落下し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年5月10日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし